

# 平成 24 年度 和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業

愛称 **ちよいず**



Choice ( 選択 ) + Izumi ( 和泉 ) の造語です。



## 支援を希望する団体募集要項

事前相談期間 平成 23 年 9 月 28 日 ( 水 ) ~ 9 月 30 日 ( 金 )

申請受付期間 平成 23 年 10 月 3 日 ( 月 ) ~ 10 月 24 日 ( 月 )

土日祝日を除く ( 午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 15 分 )

問合わせ・申請書提出先：和泉市市長公室 公民協働推進室

〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

電話：0725-99-8103

FAX：0725-41-1944

Mail：koukyou@city.osaka-izumi.lg.jp

1	和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業の申請要件	1
(1)	和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業とは	1
(2)	対象となる団体	2
(3)	対象となる事業（平成24年4月中旬～平成25年3月中旬に実施されるもの）	3
(4)	支援金の対象となる経費	4
(5)	支援金の交付申請額の限度額	5
2	あなたが選ぶ市民活動支援事業に応募するには	5
(1)	市民活動団体からの申請 <b>フロー図 事業計画の提出</b>	6
(2)	申請に必要な提出書類	6
(3)	申請に必要な書類（様式）の入手方法	6
3	支援対象団体の決定について	6
(1)	支援対象団体の決定について <b>フロー図 団体要件・事業要件の審査結果</b>	6
(2)	支援対象団体の公表について <b>フロー図 事業計画の公表</b>	7
(3)	団体の活動紹介チラシや制度周知チラシの配布	7
4	市民が支援したい団体を選びます	7
(1)	団体を選んで支援の届出ができる方は <b>フロー図 支援団体の選択</b>	7
(2)	支援対象団体への支援金の額	8
5	市民による団体選択届出の結果が出たら、どうするの	9
(1)	市が結果を公表します <b>フロー図 支援金の額の決定</b>	9
(2)	団体の申請額に対して、市民の支援額の合計が下回ったときは・・・	9
(3)	交付決定	9
(4)	支援決定事業を実施するにあたって	9
6	対象事業が終了したら、どうするの	10
(1)	実績報告書の提出 <b>フロー図 事業実績報告</b>	10
(2)	支援金額の確定 <b>フロー図 支援金の交付</b>	10
(3)	支援金交付額の精算（概算払いを受けた団体）	10
(4)	交付決定の取消し、支援金の返還	10
7	情報公開について	11
8	24年度事業の流れ	11

## 1 和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業の申請要件

(1) 和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業とは

「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業」は、18歳以上の市民が、あらかじめ申請のあったボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体の中から支援したい団体を選ぶことで、一定の支援額を市がその団体に補助金として交付する制度です。

市民の市民活動に対する理解及び関心を深めるとともに、市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図り、もって市民相互の協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

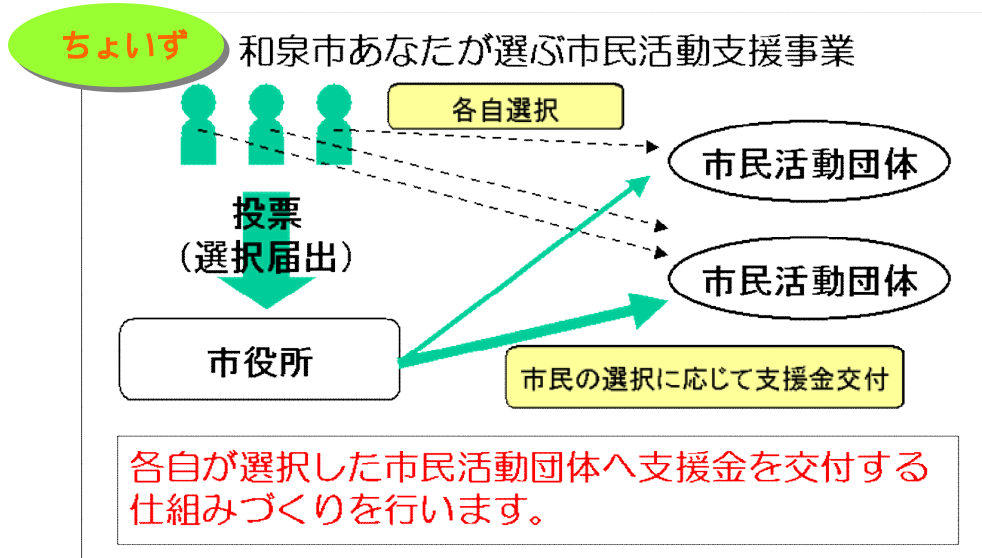


ここでいう市民活動団体とは、ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動

法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の非営利活動を行う団体であって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他社会貢献にかかる分野の活動を行っているものをいいます。

「社会貢献的な活動」とは、不特定多数の利益のための活動であって「公益活動」とも言います。特定個人の利益のための「私益活動」や、特定の団体・会員・仲間内等の利益のための「共益活動」とは区別されます。

#### 制度のイメージ図



#### (2) 対象となる団体

支援金の交付を受けることのできる市民活動団体は、次の条件をすべて満たしている団体です。

- (1) 市内に事務所を有し、主として市内において活動をしていること。
- (2) 規約、会則、定款等市民活動団体の組織、運営等に関する定め及び役員名簿等を有していること。
- (3) 団体を組織する構成員が5名以上であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

#### 【注意】



町会・自治会については、一般的には町会・自治会に加入している方のみが受益者となる「共益活動」を行う団体に含まれ、対象外となります。ただし、自主的なグループを作って町会・自治会の枠を超えて活動し、効果が地域以外にも広く及ぶ場合には、そのグループは市民活動団体に該当します。その場合、町会・自治会名とは別の名称での申請をお願いします。

「宗教的活動」をしていない団体とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていない団体をいいます。

「政治的活動」をしていない団体とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することや特定の公職の候補者(当該候補者になろうとするものを含

む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない団体をいいます。

(3) 対象となる事業(平成24年4月中旬～平成25年3月中旬に実施されるもの)

支援金の交付対象となる事業は、1年度につき1件で、次の要件を満たしている事業です。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動にかかる分野その他の社会貢献に係る分野のものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 事業の主たる効果が市内で生じると認められるものであること。
- (4) 市民を主たる対象とするものであること。(概ね小学校区以上の範囲の市民が対象となるものとします。一つの町区域の町会・自治会、老人会、子ども会等の会員を主たる対象とするものは不可とします。)
- (5) 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 支援金の交付を受けようとする年度に直接和泉市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

「特定非営利活動促進法別表に掲げる活動」とは、以下の17分野の活動をいいます。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

【注意】

「営利を目的としない」とは、サービスの対価として利用料や入場料を取ってはいけないとか、活動に携わるスタッフが賃金を受け取ってはいけないということではありません。活動で得た利益や資産を構成員に分配してはいけない

ということです。

「市民を主たる対象とするもの」とは、具体的には実施する事業の受益者のうち少なくとも半数以上が和泉市民になることが予想される事業のことをいいます。

「市民活動団体の構成員」とは、厳密に言えば、団体の総会で議決権を持つ人のことをいいます。つまり、活動している者だけを対象とした事業は、社会



貢献の観点から対象外となります。なお、サービスを受けるためのいわゆる利用会員のような方は、ここでいう構成員には含まれません。

「和泉市からの補助金等の交付を受けていないこと」とは、和泉市から申請事業に対して別の補助金・交付金・負担金・委託料等の金銭（団体運営に対する補助金等を除く。）を受けていない事業のことをいいます。詳しくは個別対応しますので、お尋ねください。

#### （４）支援金の対象となる経費

支援金の交付の対象となる経費は、支援対象事業の遂行に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとします。

別表 支援対象事業を実施するために直接必要となる経費の例

費 目	対象となる経費
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費その他これらに類するもの 申請事業に直接関わる専門的な技能や知識等を有する講師・指導者に対する謝礼に相当するもの
旅費	交通費、通行料、ガソリン・軽油代その他これらに類するもの 申請事業で直接使用する自動車の燃料費については、走行距離数に 15 円 / km を乗じて算出した金額を対象経費とします。なお、事業実施に際しては、必ず、日時・運転者名・走行距離数・運行区間を記した運行記録簿を作成し、管理してください。
消耗品費	文房具の購入費、暖房用燃料費その他これらに類するもの（以下に例示） コピー用紙、封筒、インク等の文具・事務用品類 啓発用配布物（ティッシュ等） 花の種・苗、肥料、客土等の園芸用品類 清掃用具等 イベント・大会等の参加者に対する参加賞・記念品・商品・賞金の経費は対象外とします。
食料費	食事代、飲料費その他これらに類するものの内、下記に掲げるもの 外部講師の弁当・飲み物代等に限り 1 人 1,000 円を上限として対象経費とします。 身体を動かす作業等を伴う事業で水分補給が必要と思われる場合のみ、飲み物代として 1 人 200 円を上限として対象経費とします。 懇親会や慰労会等の飲食代、スタッフ等の飲食費（弁当、茶菓子、お茶代）は対象外とします。 会議等の茶菓代は対象外とします。
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、簡易印刷（コピー）費
役務費	郵便料、通信料や振込み手数料、各種保険料その他これらに類するもの
委託料	団体の本来業務では対応できない専門的な技術・知識を要するもの（事業のすべてを委託する場合は不可） （以下に例示） イベント会場設営業務の委託料

費 目	対象となる経費
	イベント警備業務の委託料 看板等の作成・設置等の業務に伴う委託料
使用料及び賃借料	車両、機械、会場使用料その他これらに類するもの 車両、機械、会場等の使用料及び賃借料については、申請事業に必要な不可欠なサービスの提供に係るものに限り、構成員の所有する物品等の借用に対する謝礼・使用料は、対象外とします。 事務所の家賃及び光熱水費等の維持管理経費その他組織の運営にかかる経費は、対象外とします。
原材料費	加工用、工事用の原材料又は食材等（以下に例示） 木材、土砂、ビニールパイプ、コンクリート等の材料費 イベント等で不特定多数の市民を対象に調理したものをふるまう場合の食材費 市民を対象にした料理教室等での食材費
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

**【注意】**



申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。  
領収書が無く用途が不明な経費は対象外とします。  
団体の管理運営費（賃借料、光熱水費、電話料金等）は対象外となります。  
団体構成員のみで行う、会議や打合せ、研修・練習、交流会等に係る経費は対象外とします。

**（ 5 ） 支援金の交付申請額の限度額**

交付申請ができる支援金の額は、申請事業に係る支援対象経費の額の2分の1に相当する額以内の額とします。ただし、2分の1に相当する額が、50万円を超える場合は、50万円以内とします。

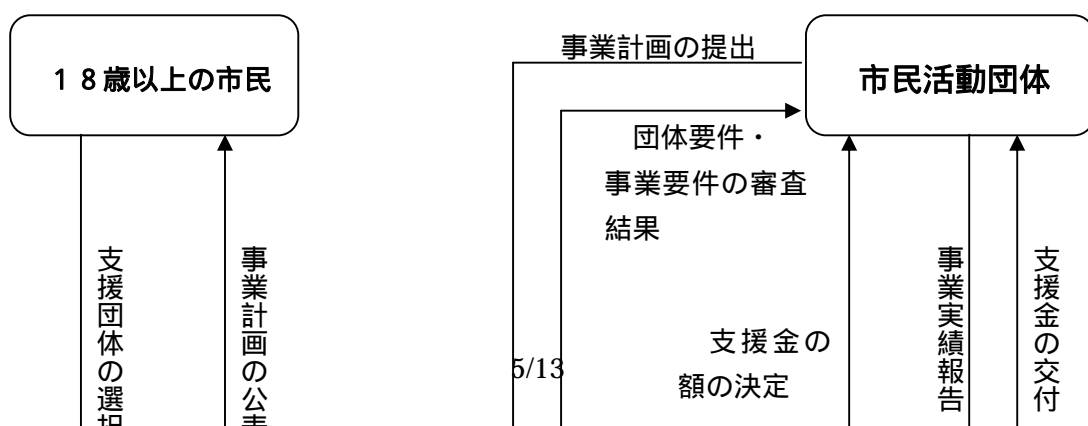
**【注意】**



同一の事業について他の機関（国・府・民間）から助成金を受けている場合でも支援対象とします。ただし、当支援金と他の助成金及び事業実施によって生じる収入の合計額が事業費総額を上回った場合は、その分を支援金額から控除します。

## 2 あなたが選ぶ市民活動支援事業に応募するには

**【事業フロー図】**





( 1 ) 市民活動団体からの申請 **フロー図 事業計画の提出**

【申請の受付期間】平成 23 年 10 月 3 日 ( 月 ) ~ 10 月 24 日 ( 月 )

土日祝日を除く 午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 15 分

【申請の受付場所】和泉市市長公室公民協働推進室 ( 和泉市役所 3 号館 3 階 )

申請書類は必ず持参し、市職員のチェックを受けてください。

郵送・FAX・Eメールでの申請はできません。

( 2 ) 申請に必要な提出書類

支援金の交付を申請しようとする市民活動団体は、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援金交付申請書 ( 様式第 1 号 ) に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとします。なお、一つの市民活動団体がこの事業の支援金の交付を受けることができる事業は、1 年度につき 1 事業とします。

- (1) 団体概要調書 ( 様式第 2 号 )
- (2) 規約、会則、定款等及び役員名簿等の写し
- (3) 事業計画書 ( 様式第 3 号 )
- (4) 収支予算書 ( 様式第 4 号 )
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (6) 団体 PR シート

市民が支援対象団体の選択届出を行う際に参照していただくための、支援対象団体紹介冊子の原稿となります。

( 3 ) 申請に必要な書類 ( 様式 ) の入手方法

申請用紙は、9 月 27 日 ( 火 ) ~ 10 月 24 日 ( 月 ) の間、以下の方法により入手できます。

- ・ 和泉市役所 公民協働推進室にて配布
- ・ 和泉市ホームページからダウンロードする。

### 3 支援対象団体の決定について

( 1 ) 支援対象団体の決定について **フロー図 団体要件・事業要件の審査結果**

市民活動団体からの申請書類等を、市民活動に関する専門知識を有する者等で構成される「和泉市市民活動支援制度判定会」で審査したうえで市長が、市民の選択の対象となる支援対象団体を決定します。その結果は、申請団体に支援対象団体可否決定通知書 ( 様式第 5 号 ) でお知らせします。

判定会では、団体から提出された書類について

- 対象となる団体であるか
- 対象となる事業であるか
- 対象となる経費であるか

について判定します。

また、判定会では下記についてチェックします。

市民の利益に寄与するか

計画に具体性があり、事業を実施することにより見込んでいる成果や効果が得られるか

(2) 支援対象団体の公表について **フロー図 事業計画の公表**

支援対象団体と決定した場合、次の事項及び申請書類等を市ホームページ等で公表します。

支援対象団体の名称

支援対象事業の名称

各支援対象事業に係る対象経費の額及び交付申請額

市民活動団体支援金交付申請書（様式第1号）

団体概要調書（様式第2号）

事業計画書（様式第3号）

収支予算書（様式第4号）

(3) 団体の活動紹介チラシや制度周知チラシの配布

市内4駅（和泉中央駅、和泉府中駅、信太山駅、北信太駅）にて各団体の活動内容が紹介されているチラシや「ちょいず」制度の周知を図るためのチラシを配布する予定ですので、支援対象団体を決定した場合は、必ず参加して下さい。

2月初旬にチラシの配布を予定していますが、日時は未定です。

なお、昨年度実施した各支援対象団体による団体プレゼンテーション及びビデオ撮影は中止します。

(4) その他

ちょいず制度をよりよくしていくために意見交換会を実施する場合がありますので、その際は支援対象団体のみなさんもお参加願います。

## 4 市民が支援したい団体を選びます

(1) 団体を選んで支援の届出ができる方は **フロー図 支援団体の選択**

18歳以上の市民は、一定金額の権利を持って、支援したい団体を3団体以内で選択し、市に届け出すことができます。なお、届出の受付期間は平成24年2月1日（水）～2月22日（水）を予定しています。



ここでいう18歳以上の市民とは、平成24年2月1日現在において和泉市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている年齢18歳以上の者をいいます。

一定金額とは、選択の届出を行う年度の6月1日時点の個人市民税額に前年度



の収納率をかけた額の1パーセント相当額を同日現在の18歳以上の市民の人口で割った額を考慮して市長が定める額とします。

**平成24年度分の支援額は、1人542円です。**（毎年変動します。）

- 1 団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の全額・・・542円
- 2 団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の2分の1に相当する額・・・271円
- 3 団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の3分の1に相当する額・・・180円

## （2）支援対象団体への支援金の額

実際に交付される支援金の額は、各団体が申請した額と同額になるとは限りません。各団体への支援額は、市民がそれぞれに応援したい団体を選択届出した結果に応じて決定します。つまり、交付申請額に比例して大勢の市民からの応援が必要になってきます。（ただし、交付申請額が上限となります。）

### 【注意】



全ての団体からの交付申請額の合計が支援金の総予算額を上回る場合は、全支援対象団体一律に予算内に減額調整させていただく場合があります。

### 支援金交付金額の計算例

各団体への支援金は、市民の選択届出結果に応じて決定されます。ただし、その額が交付の対象となる経費の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額又は50万円のいずれか低いほうの額を上限として、予算の範囲内において市長が定める額とします。

例えば、ある団体の事業を500人（1団体選択250人、2団体選択150人、3団体選択100人）が選択したとすると、「 $542円 \times 250人 + 271円 \times 150人 + 180円 \times 100人 = 194,150円$ 」がその団体に交付されます。ただし、このような場合であっても、例えば団体の申請事業経費が300,000円で、交付金の申請額がその2分の1の150,000円だとすると、団体への支援金の交付は150,000円となります。

また仮に、団体の申請事業経費が120万円の場合は、その2分の1が600,000円となりますが、申請できる上限額は500,000円となります。

### 団体のみなさんへ 行ってはいけないこと



この制度を広め、市民活動を活発にしていくために、団体がPR活動を行うことは必要ですが、市民に迷惑をかけたり、制度の信頼を損なうような行為は、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業要綱で禁止されています。そのような行為が行われた場合は、支援金の交付が取り消されることもありますので十分ご注意ください。

### 具体的には

執拗に市民の自宅や職場などに電話をかけたり、訪問すること  
市民へ団体選択を強要するような文書や電子メールを送ること  
特定団体を誹謗中傷すること などです。

## 5 市民による団体選択届出の結果が出たら、どうするの

(1) 市が結果を公表します **フロー図 支援金の額の決定**

市民による団体選択届出結果を市で集計し、団体ごとの支援金交付予定額等を市ホームページで公表します。

(2) 団体の申請額に対して、市民の支援額の合計が下回ったときは・・・

市民からの届出結果の公表後、市民の支援金があまり集まらなかった等の理由により、申請額の減額申請または申請事業の取り下げをすることができます。支援対象団体の方は、必ず市民の選択届出結果について、公民協働推進室か市ホームページにて確認してください。なお、申請額の増額の変更申請はできません。

**【変更申請・取下げ受付期間】** 集計結果公表日の翌日から起算して14日以内  
平成24年3月中旬～平成24年3月下旬を予定。  
詳しくは、集計結果公表時にホームページをご覧ください。

**【変更申請のときは下記書類を提出してください。】**

和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援金交付申請内容変更申請書（様式第7号）  
変更後の事業計画書（様式第3号）  
変更後の収支予算書（様式第4号）

**【取下げのときは下記書類を提出してください。】**

支援金交付申請取下届（様式第9号）

(3) 交付決定

公表が行われた日の翌日から起算して2週間経過ののち（変更申請があったときは、支援金交付申請内容変更可否決定通知書（様式第8号）による通知を行ったとき）支援金の交付決定を行い、支援金交付決定通知書（様式第10号）を団体に送付します。また、支援決定団体の名称、支援金の交付申請額、交付決定額等を公表します。

(4) 支援決定事業を実施するにあたって

支援決定事業を実施するときに、団体が独自に作成するチラシ・ポスター・パンフレットなどには **ちよいず（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業）** または、 **ちよいず（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援団体）** と表記してください。（表記位置は自由）

また、イベント等の参加者の募集などの記事を広報いずみに掲載することができます。原稿（事業名、実施日、参加方法、問い合わせ参加申し込み連絡先等含め150字程度）を公民協働推進室に提出願います。なお、同内容は市ホームページへの掲載も可能です。

**【注意】**



広報いずみ・市ホームページへの掲載は、団体からの申し出が必要です。

広報原稿の締切日は、通常、イベント等開催月の前々月の25日～月末が目安となりますが、年末年始や休日の関係で、これより早くなる場合がありますので、締切日については早い目に公民協働推進室に電話にて確認願います。また、月初めにイベントが開催される場合は、開催月の前月の広報へ掲載となる場合もありますので、締切日等にご注意願います。

広報やホームページをご覧になった市民からの問い合わせは、いったん公民協働推進室で受け、問い合わせの市民に対し、市民活動団体の代表者氏名・連絡先を伝えますので、事業内容の説明や参加申し込み受付については、主催者である市民活動団体の方で必ず対応できるよう、手配を整えておいてください。

## 6 対象事業が終了したら、どうするの

### (1) 実績報告書の提出 **フロー図 事業実績報告**

支援決定団体は、事業終了後、速やかに実績報告書等を市に提出してください。  
提出書類は、

実績報告書（様式第11号）

事業報告書（様式第12号 写真添付のこと）

収支決算書（様式第13号 領収書添付のこと）です。

団体から提出された全ての書類については、判定会で審査をします。

#### 【注意】



収支決算書（様式第13号）を記載するときは、申請時に提出していただいた収支予算書（様式第4号）に記載した経費の項目と必ず照らし合わせながら、記載をお願いします。

### (2) 支援金額の確定 **フロー図 支援金の交付**

判定会での実績報告審査結果を受けて、市が支援金の額を確定します。団体へは、支援金額確定通知書（様式第14号）でお知らせします。その後支援金交付請求書（様式第15号）を提出していただきます。よって、支援金の支払いはその後となりますが、交付決定後、交付決定額の3分の2以内の金額で、支援金概算払請求書（様式第16号）を提出していただくことができます。

### (3) 支援金交付額の精算（概算払いを受けた団体）

支援金額が確定した後、支援金額交付請求書（様式第15号）を提出し、支援金の精算手続きをしてください。

### (4) 交付決定の取消し、支援金の返還

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合は、支援金を返還していただきます。

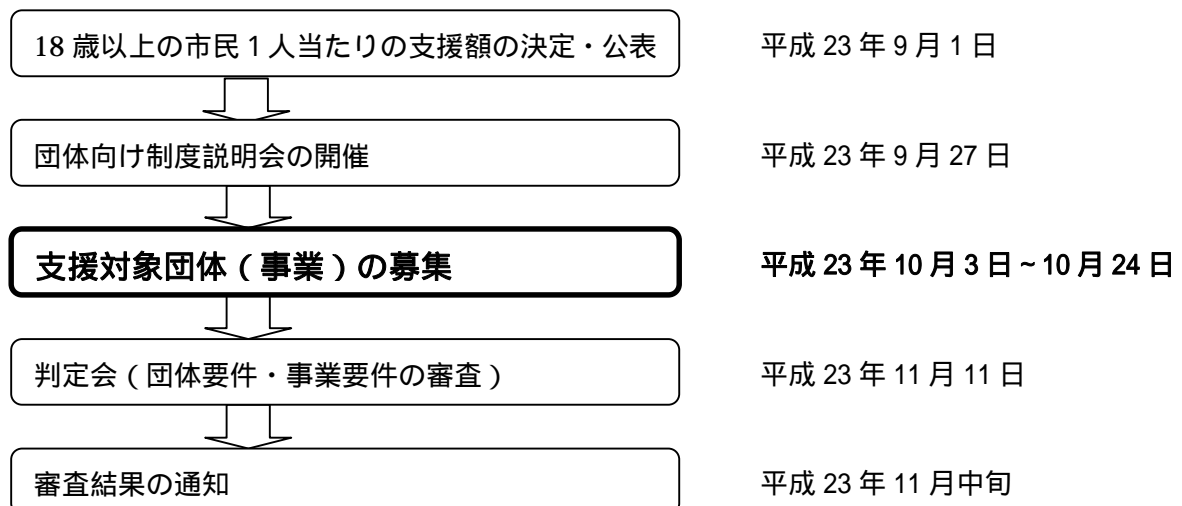
- (1) 支援決定団体が虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援決定団体が支援金を支援決定事業以外の用途又は対象経費以外の経費に使用したとき。
- (3) 支援決定団体が支援決定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 支援決定団体が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) 支援決定団体が第3条における交付資格団体の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 支援決定事業が第4条における支援対象事業の要件を満たさなくなったとき。

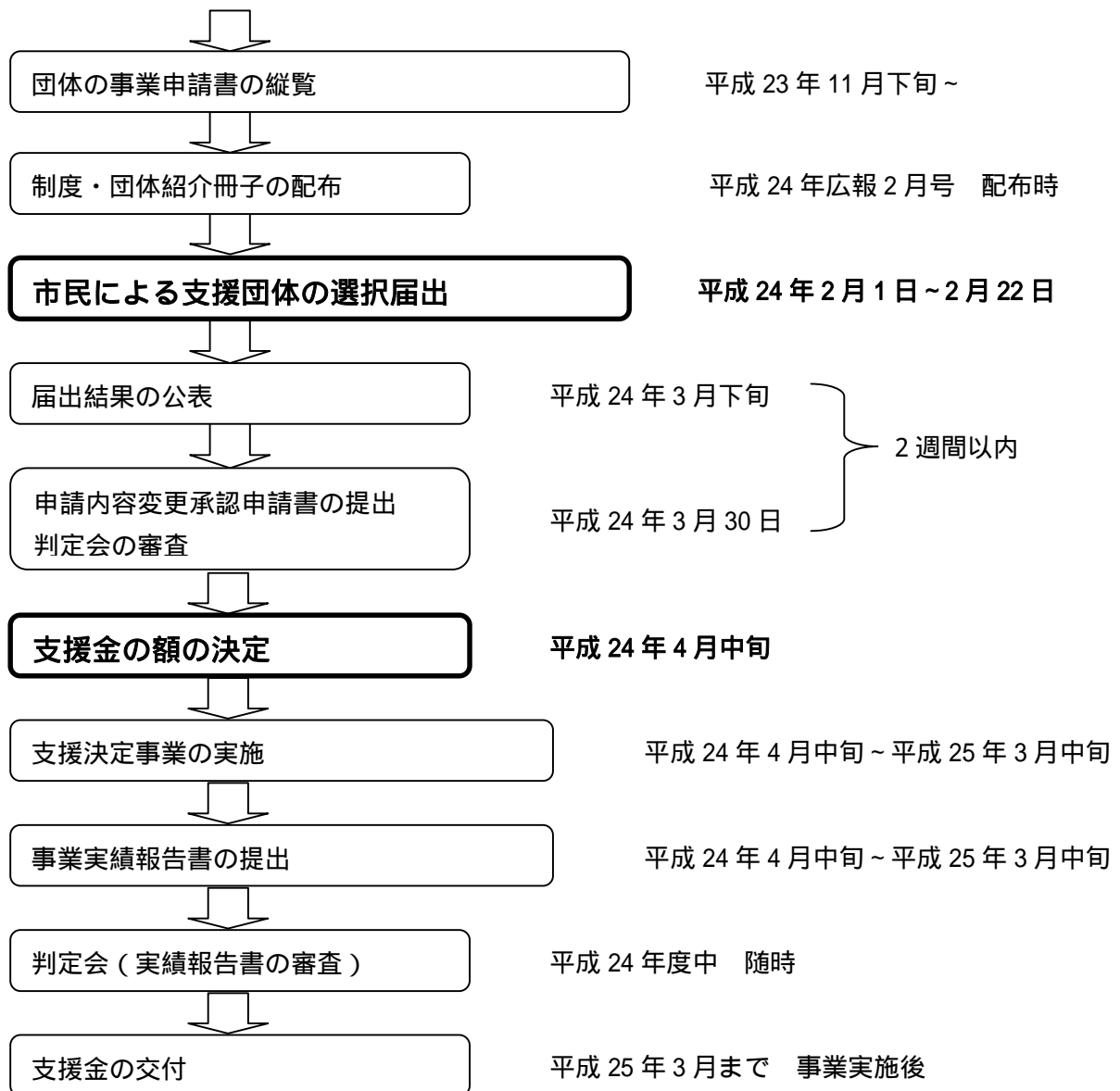
- (8) 支援決定団体がこの要綱の規定に違反したとき。
- (9) 天災地変その他の理由により、市長が適当でないと認めたとき

## 7 情報公開について

この制度の「公正性」「透明性」を確保するため、交付申請書、支援対象団体と事業の内容、市民の選択届出結果、支援金交付決定金額、事業実績報告書等、支援金確定額などについては、その都度市ホームページ等で公表します。

## 8 24年度事業の流れ





**和泉市市長公室 公民協働推進室**  
**〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号**

(平成23年9月14日作成)